

北海道バレー ボール協会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、北海道バレー ボール協会 (Hokkaido Volleyball Association・略称HVA) と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道札幌市豊平区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、北海道におけるバレー ボール競技団体を統括し、これを代表する団体としてバレー ボールの普及振興を図るとともに、競技力の向上をめざし、もって道民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種競技会・国際大会・招待大会等の主催、主管及び後援
- (2) 各種競技会等への役員及び選手の派遣・招聘
- (3) バレー ボール技術の調査・研究及び競技力の向上
- (4) 講習会等の開催及び講師の派遣・招聘
- (5) 公認コーチ及び公認審判員の育成・認定
- (6) 選手及びチームの育成・強化
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 次に掲げる団体で、本会の趣旨に賛同するものは、理事会の決議を経て加盟団体となることができる。

- (1) 各地区を代表するバレー ボール協会
- (2) 全道的に組織されたバレー ボール団体

2 加盟団体に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。

第4章 財産及び会計

(財 産)

第6条 本会の財産は、次の基金とする。

- (1) 北海道バレー ボール協会財政調整基金
- (2) 北海道バレー ボール協会特別事業等基金
- (3) 北海道バレー ボール協会強化・育成基金

2 財産は、本会の目的を達成するために、会長の注意をもって適正に管理しなければならない。また、財産の一部を処分するとき及び財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

3 財産の運用は、理事会の決議により別に定める規程によって行うものとする。

4 会長は、財産の造成に努めるものとする。

(事業年度)

第7条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費及び経費の管理執行)

第8条 本会の経費は、賦課金、参加料及び登録料、並びにその他の収入をもってある。

2 経費は、理事長が適切に管理し、執行にあたっては、理事長の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 決算報告書

2 前項の書類のほか、監査報告は5年間備え置くものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第11条 本会に評議員11名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。

3 評議員は、本会の理事又は監事を兼務することができない。

(評議員の選定)

第12条 評議員は、加盟団体より推薦された評議員又は理事候補者の中から、別に定める役員等選考委員会が選定する。

2 評議員会議長は、評議員会の決議によって評議員の中から互選する。

3 前項の評議員議長に事故ある時、又は欠けた時は、これに代わる評議員会議長を評議員会の決議によって評議員の中から互選する。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの

に関する定時評議員会の終結の時までとし、再選を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員会の補欠として選定された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 規約の変更

(3) 各事業年度の決算

(4) 財産の処分又は除外

(5) その他評議員会で決議するものとしてこの規約で定められた事項

(種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、毎年度5月に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、その都度開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があった時は、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第19条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれにあたる。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 評議員の決議は、出席者の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 規約の変更
- (3) 財産の処分又は除外の承認

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第7章 役員

(役員の配置)

第24条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 36名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、12名以内を常任理事とする。また、常任理事のうち、1名を理事長、3名を副理事長とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち23名以内については、加盟団体より推薦された評議員又は理事候補者の中から第12条第1項に定める役員等選考委員会において選考し、理事候補者として評議員会に推薦する。

- 3 理事のうち13名以内（会長候補1名、副会長候補3名以内、常任理事候補9名以内）については、会長が選考し、理事候補者として評議員会に推薦する。

- 4 会長1名及び副会長並びに常任理事については、理事会の決議によって理事の中から選任する。また、理事長及び副理事長についても、理事会の決議によって常任理事の中から選任する。なお、理事長及び副理事長2名は、会長指名理事から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この規約で定めるところにより、本会を代表し、会務を統括する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けた時は、会長の職務を代行する。
4 理事長は、理事会の決議に基づき会務を掌理する。
5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は欠けた時は、理事長の職務を代行する。
6 常任理事は、業務を分担処理する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、監査報告を行う。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度の係る計算書

類及び事業報告書等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(役員の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第29条 役員が次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づき行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員の報酬)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 財産の処分及び除外の審議

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(4) 規則、規程等の制定及び変更並びに廃止

(5) 会長及び副会長並びに理事長、副理事長、常任理事の選任及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故ある時は、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって行う。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には、会長及び会議に出席した理事のうちから選出された議事録署名人2

名がこれに記名押印する。

第9章 常任理事会

(構成)

第38条 常任理事会は、すべての常任理事をもって構成する。

(権限)

第39条 常任理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会の決議に基づく業務執行内容等の決定
- (2) 各種事業の推進

(招集)

第40条 常任理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故ある時は、副理事長が常任理事会を招集する。

3 理事長は、必要に応じて常任理事会に理事等を招聘することができる。

(議長)

第41条 常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 常任理事会は、常任理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第43条 常任理事会の決議は、出席常任理事の過半数をもって行う。

(議事録)

第44条 常任理事会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には、理事長及び会議に出席した常任理事2名が記名押印する。

第10章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第45条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ、参与は、理事会の諮問に応じる。

第11章 専門委員会

(専門委員会)

第46条 本会は、理事会の決議を経て専門委員会を設置することができる。

2 委員会の構成、任務及び運営については、理事会の決議により別に定める規程による。

第12章 事務局

(事務局)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置く。

2 事務局職員は、理事長が任命する。

第13章 補 則

(書面決議)

第48条 会議（評議員会・理事会・常任理事会・各委員会）において、災害等止むを得ない事情により開催が困難であると判断された時は、当該提案につき役員（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとする。

(委 任)

第49条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 施行期日

この規約は、平成25年1月26日から適用する。ただし、第7条及び第20条については、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月20日から施行する。（第24条関係）

附 則

この規約は、令和2年5月23日から施行する。（書面決議関係追加）

(改正経過)

昭和31年3月改正、昭和33年3月改正、昭和39年3月改正、

昭和44年3月改正、昭和45年3月改正、昭和48年3月改正、

昭和54年3月改正、昭和56年3月改正、昭和58年3月改正、

平成2年4月改正、平成7年3月改正、平成17年3月改正

平成25年1月26日全部改正、平成25年4月1日改正

平成26年5月改正、平成29年5月改正、令和2年5月改正